

平成十九年六月四日提出  
質問第三一五号

沖縄県辺野古沖における抗議行動に関する質問主意書

提出者 辻元清美

## 沖縄県辺野古沖における抗議行動に関する質問主意書

沖縄県辺野古沖における環境調査について、基地建設に反対する住民を中心に、抗議行動が行われている。この行動に対して、久間防衛大臣から以下のような発言があった。

(一) 「十年前(略)そういう技術的調査のときですら、スーツを着て潜ってきて、こちらが調査しようという業者を引きずりおろす等の、そういうような措置をとられてできなかったという苦い経験がございます」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月一五日衆議院安全保障委員会)

(二) 「あのやぐらの上に乗っているのを引きずりおろして海の中に突き落とさんばかりのような、そういう行動があった」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月一八日衆議院安全保障委員会)

(三) 「十年前に(略)やぐらを組んだら引きずりおろされて、それでできなかった」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月一八日衆議院安全保障委員会)

(四) 「やぐらの設置等(略)の許可はあのときもうもらっておったんです、もらっておったけれども、事実行為として妨害を受けてできなかった。法治国家でありながらそういうことができなかったという苦い思いがございますから、今回は万全の態勢で臨むべきである」(久間防衛大臣、二〇

○七年五月一八日衆議院安全保障委員会)

(五) 「レギュレーターを外されるような、そういうのはありましたけれども」(久間防衛大臣、二〇

○七年五月二四日衆議院安全保障委員会)

(六) 「どこにどういう機具を(略)また潜って引き抜かれるとか、あらゆることを考えておかなきゃ

いけませんので、とにかく前回の妨害で私はもう本当に嫌な思いをしておりますから」(久間防衛

大臣、二〇〇七年五月二四日衆議院安全保障委員会)

さらに、左記のような発言も久間防衛大臣及び政府関係者から出ている。

(七) 「海底の中でも大変な反対行動があるわけです。潜水士の装備をつけて潜ってこられて妨害行動

をする、大変危険な行為もあるわけでございます」(北原防衛施設庁長官、二〇〇七年五月二四日

衆議院安全保障委員会)

こうした発言に対し、左記のような指摘も出されている。

(ア) 「単管やぐらから引きずりおろすようなことはやっておりません。単管やぐらから引きずりおろ

された人々はいますけれども、政府関係者は単管やぐらに上っていませんから。逆に、上っている

人を引きずりおろしたのは政府の側ですから、これは逆なんですよ。事実誤認です」(赤嶺政賢委員、二〇〇七年五月一五日衆議院安全保障委員会)

(イ) 「やぐらの上で抗議活動をしていたのは住民ですよ。それを引きずりおろしたのは政府の側なんです」(赤嶺政賢委員、二〇〇七年五月一八日衆議院安全保障委員会)

(ウ) 「調査機具を引き抜くという話は、私は初めてです。大臣から初めて聞きました。地元の人といろいろ交流をしておりますが、そんな発言をする人なんかいませんよ」(赤嶺政賢委員、二〇〇七年五月二四日衆議院安全保障委員会)

事実確認を急ぐべきである。

従って、以下、質問する。

一 《(一)の答弁》について

1 「スーツを着て潜ってきて、こちらが調査しようという業者を引きずりおろす」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をさせているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ている

か。

3 (ア)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

二 《(二)の答弁》について

1 「あのやぐらの上に乗っているのを引きずりおろして海の中に突き落とさんばかりのような、そういう行動があった」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をさせているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 (イ)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

三 《(三)の答弁》について

1 「十年前に(略)やぐらを組んだら引きずりおろされて、それでできなかつた」というのは、いつ、

どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をさしているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 (イ)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

#### 四 ≪(四)の答弁≫について

1 「事実行為として妨害を受けてできなかった」という答弁における「事実行為」とはどのようなものか。

2 「法治国家でありながらそういうことができなかった」というのは、非合法な行為が行われたのか。また、本件で逮捕者などは出ているか。

3 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。

4 非合法な行為がなかったとすれば、答弁を訂正する考えはあるか。

#### 五 ≪(五)の答弁≫について

1 「レギュレーターを外されるような、そういうのはありました」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をさせているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

六 《(六)の答弁》について

1 「機具を(略)それをまた潜って引き抜かれる」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をさせているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 (ウ)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

七 《(七)の答弁》について

1 「大変危険な行為もあるわけでございます」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、ど

のような行為をさしているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。  
右質問する。